

FOR TOMORROW

# しぶや法人



**4ページに行事日程があります!!**

〈正月〉

## — 室谷渋谷税務署長、長島法人会長：新春対談!! —

— 令和3年分所得税確定申告始まる — ネットでe-Tax スマートフォンから！  
確定申告書等作成コーナー：かんたん・便利

2022.1・2・3  
No. **574**  
令和4年

新春対談	2
新年のご挨拶	5
健康経営大賞優秀賞受賞「365日健康・ごきげん・美化運動」	9
勤務成績や態度不良の従業員を配転する際の注意点	10
都税コーナー	14

室谷署長と長島会長の

# 新春対談

出席者 室谷渋谷税務署長 長島渋谷法人会長  
司会 野口広報委員長



於 渋谷税務署署長室

**司会：**新年明けましておめでとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、渋谷法人会広報委員長の野口と申します。どうぞよろしくお願い致します。

それでは、早速ですが新春対談を始めさせていただきます。室谷署長、続いて長島会長から、まず新年を迎えてのご挨拶を一言いただきますようお願いいたします。

**署長：**新年あけましておめでとうございます。旧年中は、長島会長、野口広報委員長をはじめ、渋谷法人会の皆様方には、税務行政の円滑な運営に対しまして、深いご理解と多大なるご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございました。

特に昨年は、コロナ禍ということであらゆる行動に制約があった中、感染症対策に万全を期した消費税のインボイス制度の講習会の開催、また、税に関する絵はがきコンクールの募集など、税知識の普及活動にも取り組んでいただきました。厚く御礼申し上げます。

本年も、税務行政の良き理解者として、ご支援の程、よろしくお願い申し上げます。

**会長：**明けましておめでとうございます。こちらこそ宜しくお願いします。ようやく、日本では現在のところ状況は好転していましたが、第6波が心配ですね。この年末年始の結果がどう出てくるかですね。オミクロン株もそうですが、今後どんな変異株が出てくるか分かりませんし、十分に注意しながら、対応していくしかありませんね。

法人会としてもこれからも、コロナ対策を考慮しつつ、税知識の普及や社会貢献活動を展開していきたいと考えておりますので、今後とも署からのご支援を是非お願いしたいと思っております。

**司会：**室谷署長、長島会長ありがとうございます。

それでは、室谷署長にお聞きします。ご出身はどちらでしょう？

**署長：**福井県福井市です。2年後の2024年春には、ようやく北陸新幹線が開通する予定となっております。駅前の再開発が着々と進んでおります。また、福井は恐竜の化石が多数発見されるということで、マニアの間では恐竜博物館が有名ですが、駅を出ますと、動く恐竜のモニュメントが出迎えてくれます。

最近では、温暖化のためか、以前より積雪量は減っていますが、正月を過ぎた頃から雪の日が多くなり、寒さも厳しくなります。この時期、主に関西方面から、越前ガニを求めて訪れる人が多くなるそうですが、私は、残念ながら、甲殻類アレルギーのため、口にする

ことが出来ません。

**会長：**それは本当にお気の毒ですね。食品の中では、蕎麦やピーナッツなどと並ぶ、命に係わるアレルギーですから。

**司会：**本当にそうですね。

7月に渋谷署に赴任して来られて約半年になります。渋谷については、何か思い出やイメージはございますか？

**署長：**着任する前は、「若者文化の発信地」といった感が強かったのですが、区内を散策したところ、「大人の街」といった面も持ち合わせるなど、いくつもの魅力を持った「多層的な街」であることに気付かされました。また、渋谷駅を中心とした大規模な再開発にも象徴されるように、時代と共に魅力を増す「変化し続ける街」でもあり、訪れる者にとっては新たな刺激を与えてくれるところでもあると思っております。

**会長：**おっしゃる通り、東急、JR、京王、東京メトロの5つの駅の利便性の向上や温暖化によるゲリラ豪雨対策など、防災面も考えて開発されているようですから、以前とは大分変わってきましたね。

**司会：**ご趣味は？

**署長：**趣味といえるかどうか分かりませんが、以前、習志野に住んでいた頃、子供の影響で「千葉ロッテマリーンズ」のファンになり、当時は、結構な回数、球場通いもしました。外野席での応援が有名ですが、立って、手拍子、発声、ジャンプで本当に疲れます。今では、TVの前での応援が主になり、球場へは年に2、3回、それも内野席で座っております。

**会長：**なぜ、国税の職場を目指されたんですか。

**署長：**お恥ずかしい話ですが、正直言って高い志があったわけではありません。大学進学を目指しておりましたので、模擬試験的な感覚で公務員試験を受けたのが、本当のところ。一次試験の合格通知があり、改めて採用パンフレットを確認したところ、研修制度が充実しており、税法以外の一般教養も幅広く身に付けられることが分かったこと、また、一度は都会の生活を体験してみたかったことも二次試験へ進んだ理由です。職場に入り、結構、自分の性格に向いている職場であることが分かりました。

**会長：**それでは目指されたというより、まるで導かれてしまったようですね。そして日本一多くの職員を擁する税務署の署長になられたわけですね。その多くの職員を擁する渋谷税務署長として、どのようにリードして行こうと考えていらっしゃいますか？



**署長:**まずは、職員の家族の方を含めた「健康管理」が、第一だと思います。新型コロナに代表されますように、職員が感染しますとご本人も勿論大変ですが、席に近い職員も自宅待機を余儀なくされますので、その影響で業務がストップしないようなシフトを組まなければなりません。職員数が多いとそのリスクも高まりますので非常に気を遣っております。職員一人一人が心身ともに健康であることが、あらゆる面において、円滑な組織運営にもつながるものと思っております。

**司会:**そうですね。通常でも大変責任の重いお仕事ですが、こういう状況ですと、職員数が多いだけにさらに気苦労が絶えないですね。そうなると日々のストレス解消法と言いますか、息抜きはどのようにされていますか？

**署長:**元来、「適当」をモットーにしている部分がありますので、強いストレスを感じたことはさほどありません。息抜きとすれば、最近では、メッキリ減りましたが、仕事仲間とお酒を酌み交わして楽しいひと時を過ごすこと、土日にウォーキングでリフレッシュすること、先程も申し上げた野球観戦でしょうか。

**会長:**お酒を酌み交わすのも、制限が多くて苦労しますよね。法人会でも、税務知識の普及と並んで重要な事業の交流の場を持ってないことで、会員さんの中にも入会した意味が無いという意見も出てきてるようで、困っています。

ただ、署長さんもおっしゃったような、ウォーキングやスポーツ観戦など少しずつ光明が見えてきてますから、このまま回復してほしいですね。

**司会:**まだまだ安心できない、新型コロナ対策についてはいかがですか？

**署長:**コロナ禍ということで職員の出勤が抑制され、当署においても、納税者の方への対応に必要な職員を除き、出来る限り、在宅勤務のシフトを組みました。しかしながら、組織としてテレワークに必要なインフラが整備されていなかったため、そのせい弱性が浮き彫りになりました。最近では、PCを自宅に持ち帰って作業をする業務も増えましたが、リモートでの税務調査等を希望する企業もおられますので、今後は、税務行政全般において、「ウィズコロナ」時代に必要な環境整備が課題だと思っています。

**司会:**渋谷法人会に期待されることとかは何かございますか？

**署長:**会員の方が多く、当署と同じようにマネジメントが大変だと思われませんが、長島会長の強いリーダーシップの下、税知識の普及や納税道義の高揚をはじめとする各種の活動に積極果敢に取り組まれており、特に当署における法人税申告のe-Tax利用率は、全国平均を上回るなど、非常に心強い団体だと感じております。

税務行政におきましては、今後も時代の変化に即した取組が求められます。引き続き、こうした新たな取組につきましても、強力なお力添えを頂ければと思っております。

**司会:**これからの時代変化や税務行政などについて、署長のお考えはいかがですか？

**署長:**デジタルの活用によりサービスや仕事の在り方を改革する、デジタル・トランスフォーメーションを推進する動きが社会全体で広がっています。これを踏まえ、国税庁におきましても、昨年6月、「デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し」に取り組んでいく方針を明確にしました。

経済社会や技術環境は目まぐるしく変化していますが、そうした変化にスピード感を持って取り組むことによって、国民の皆様にも利便性が高く、質の良い行政サービスが提供できるものと思っております。

**司会:**ありがとうございます。

次は、長島会長に今後の法人会活動について伺いたいと思います。

**会長:**法人会は税を中心に企業経営と地域社会の発展に寄与する「よき経営者の団体」であり、国の運営に必要な不可欠な税制について健全な提言を行う組織です。是非とも会員の皆様には、コロナ禍の中大変ご苦労されていると思いますが、地域の社会貢献についてご配慮いただき、さらに会員増強にご協力いただき、渋谷法人会の体制をより強固なものとしていきたいと思っております。

また、法人会の事業の中で、税務・経営の研修会と並んで、若い世代に税を理解してもらえよう事業を展開することは、本当に大切だと思います。税金が何に使われているのか、なぜ税金が必要なのかということも、次代を担う子供たちに理解してもらうことは必要だと考えています。そのために、各地区でのお祭りの際の税金クイズについてはかなり難しいと思いますが、青年部会の小学校に出向いての租税教室、女性部会の税の絵はがきコンクールを状況を見ながらできるだけ実施していかなければならないと考えています。

**司会:**長島会長、ありがとうございました。

それでは最後に室谷署長に締め言葉の言葉を頂戴したいと思います。

**署長:**長島会長、野口広報委員長から、貴重なお話をお伺いすることができ、非常に有意義な時間を過ごさせていただいたことに感謝を申し上げます。

コロナに振り回されたと言っても過言ではない年が続いていますが、新たな年が、会員の皆様にとりまして、明るく飛躍の年になりますようご祈念申し上げます。

本日はご多忙の中、署まで足を運んでいただき誠にありがとうございました。

※今回もやはり、コロナについての話題が中心になりましたが、記載記事以外にも多岐にわたる会話が展開されました。対談の内容を全て掲載することは、紙面の都合上できませんでしたが、このような状況下でも、新年を迎え、渋谷税務署と渋谷法人会との協力関係を確認できた、有意義な対談となりました。(編集担当)

※写真撮影の為、マスク・パーテーションを外しました。

# 法人会掲示板

## 2月実施予定の主な事業について

- 2月2日 総務委員会
- 2月9日 財務委員会
- 2月15日 事業研修委員会
- 2月16日 組織委員会
- 2月17日 厚生委員会
- 2月18日 税制委員会
- 2月21日 社会貢献委員会
- 2月22日 租税教室（常盤松小学校）＜青年部会＞
- 2月24日 広報委員会

- 一般参加可能行事
- 地域・社会貢献活動

### 初級簿記日程（全15回）

（商工会議所簿記検定3級程度）

4月8日(金)・12日(火)・15日(金)・19日(火)・  
22日(金)・26日(火)

5月10日(火)・13日(金)・17日(火)・20日(金)・  
24日(火)・27日(金)・31日(火)

6月3日(金)・7日(火)・(10日(金)予備日)

## オンライン講習会のご案内

- 3月10日(木)～3月23日(水) 『決算整理・決算書作成』と題して配信します。  
1回6時間の講座で、期間中24時間何度でも受講可能（詳細：同封チラシ参照）

## 法律相談について

法律相談をご希望の方は、上部団体の東法連の法律相談をご利用下さい。

- ◆**申込先** 東京法人会連合会  
事業課：TEL 3357-0771  
土・日・祝日を除く午前9時～午後4時
- 1. 申込みの際①所属法人会名②法人名③相談者名④連絡先TEL・FAXをお知らせ下さい。
- 2. 申込み状況によってはお断りする場合があります。
- 3. 申込み後、別途下記担当法律事務所に電話のうえ、相談日時等を打ち合わせて下さい。  
※その際必ず『東京法人会連合会の法律相談』利用の旨を告げて下さい。
- 4. 相談日時は祝日を除く毎週月曜日から金曜日の午前10時・11時・午後2時・3時・4時

◆**相談料** 1時間まで無料 追加30分に付き：5,500円(税込) 実費支払い

◆**相談資格** 都内各法人会の会員企業および代表者等（同一法人：月1回まで）

◆**相談内容** 法律全般（相続等、会社業務以外の相談も可 **近隣トラブル等は不可**）

◆**相談担当** 成和パートナーズ法律事務所(新橋)

港区西新橋1-20-3 虎ノ門法曹ビル501号室  
TEL：03-3592-0541 FAX：03-3592-0543  
都営三田線：内幸町駅A3出口徒歩3分  
JR：新橋駅烏森口徒歩7分  
東京メトロ銀座線：虎ノ門駅1番出口徒歩5分

※法律相談所での相談となります。電話での相談はお受けしていません。

## 決算法人説明会のお知らせ

- 日時 令和4年2月21日(月)  
午後1時30分～3時30分
- 場所 渋谷区立商工会館 5F 第一会議室
- 日時 令和4年3月22日(火)・23日(水)・24日(木)  
各午後1時30分～3時30分
- 場所 渋谷区立商工会館 2F 大研修室
- 日時 令和4年4月21日(木)  
午後1時30分～3時30分
- 場所 渋谷区立商工会館 2F 大研修室

**該当の会社は是非ご出席下さい。**

# 新年のご挨拶



東京都渋谷都税事務所  
所長 菅本 勉

新年明けましておめでとうございます。

公益社団法人 渋谷法人会の皆様には、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。旧年中は新型コロナウイルス感染症がまん延する中にあっても、長島会長をはじめ会員の皆様には、東京2020大会に加え、税のオピニオンリーダーとして租税教育や電子申告・電子納税の利用促進をはじめ、会報誌を通じた広報など、ひとかたならぬご協力とご支援を賜り、心より御礼申し上げます。

感染症については、昨年末に落ち着いたことから、東京都では、社会経済活動の再生・回復につなげるため、飲食店等の入店者数制限等を緩和することができましたが、新たな変異株等による第6派も危惧されております。皆様方には、今後とも感染防止対策等へのご協力をよろしくお願いいたします。

さて、東京都主税局・都税事務所では、昨年と一昨年、感染症対策を最優先に位置づけ、一時宿泊療養施設運営、都内保健所業務、感染拡大防止協力金支払業務、酸素・医療提供ステーション対応業務など、局組織の枠を超えた様々な応援業務に職員を派遣してまいりました。

本年、渋谷都税事務所におきましては、感染症の収束状況を見定めながら、本来の使命である税務行政に軸足を移し、注力をしていきたいと考えております。

あわせて、eLTAXの一層の利用促進や評価証明書の電子申請、デジタルトランスフォーメーション (DX) の推進などにつきましても、積極的に取り組んでまいります。

引き続き、適正公平な税務行政の遂行、親切できめ細かな対応とわかりやすい説明を心がけ、皆様の信頼に応えてまいります。

本年も、どうぞ変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、新しい年が渋谷法人会の皆様にとって良い一年となりますようお祈りし、新年のご挨拶とさせていただきます。

## 謹賀新年



本年も一層のご協力をお願いいたします

(順不同・敬称略)

会長 長島 祐司  
副会長 新居 常男  
副会長 渡辺 博  
副会長 野口 アキラ  
副会長 雨宮 孝幸  
副会長 松井 美千代  
副会長 遠藤 久介  
副会長 増田 泰雄  
常任理事 新村 俊三  
常任理事 並木 宏道  
常任理事 小林 英雄  
常任理事 伊藤 一三  
常任理事 梅原 伸二郎  
常任理事 荻 英夫  
常任理事 飯島 良臣  
常任理事 光山 和徳

常任理事 細川 信和  
常任理事 海老名 孝  
理事・源泉部会長 西村 浩彰  
理事・青年部会長 松本 ルキ  
理事・女性部会長 名和 玲子  
理事 佐藤 正人  
理事 橘 輝雄  
理事 富澤 龍雄  
理事 松本 芳枝  
理事 二渡 永八郎  
理事 村田 暁宣  
理事 小野木 邦夫  
理事 石井 謙次  
理事 朝倉 健吾  
理事 海老澤 希衣子  
理事 北 節子

理事 西村 元  
理事 水野 清  
理事 米田 直樹  
理事 名取 政俊  
理事 藤木 伸欣  
理事 榊原 一弘  
理事 中田 啓一  
理事 山崎 登美子  
理事 森 博明  
理事 山田 英治  
理事 脇田 茂久  
理事 有馬 清種  
理事 川島 利雄  
理事 藤野 宏忠  
理事 長塚 徳男  
理事 福田 晴夫

理事 中村 浩士  
理事 福田 勝則  
理事 秋元 浩光  
理事 天野 長光  
理事 安藤 一郎  
理事 安原 喜一郎  
理事 滝島 聡  
理事 村田 茂  
理事 阿部 英博  
理事 太田 幹人  
理事 羽根田 晴  
理事 早川 千秋  
理事 生稲 榮次  
監事 黒澤 公博  
監事 福井 恒夫

e-Taxを利用しよう

# ネットでe-Tax スマートフォンから！

かんたん・便利♪

## STEP 1 国税庁ホームページへアクセス

**推奨ブラウザ**

iPhoneの方    Androidの方

Safari

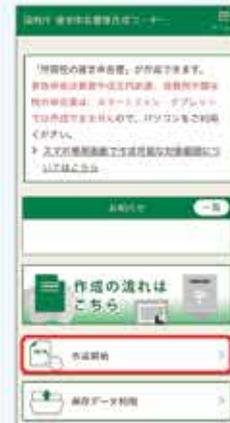
Google Chrome

確定申告



確定申告書等作成コーナー  
にアクセス

確定申告書等作成コーナー



## STEP 2 送信方法を選択

国税庁 確定申告書等作成コーナー

1 申告準備

**申告内容に関する質問**

Q 確定申告をする年は令和3年分ですか。

はい    いいえ

Q 提出方法を選択してください。

※ マイナンバーカード方式を選択した場合のみ、マイナンバーから各種証明書を取得し、所得税の申告等に利用できます。詳細は以下のリンクからご確認ください。

> [マイナンバーの利用について](#)

**e-Tax (マイナンバーカード方式)** ?

**e-Tax (ID・パスワード方式)** ?

書面

次へ

戻る

### マイナンバーカード方式



「マイナポータルアプリ」をインストールし、マイナンバーカードをスマホで読み取り

### ID・パスワード方式



「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方



住所、氏名等の情報が表示されます



e-TaxのID (利用者識別番号) とパスワード (暗証番号) を入力

### i 「ID・パスワード方式の届出完了通知」は税務署で発行しています

発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**最近の税務署**にお越しください。平成30年1月以降、税務署や確定申告会場にお越しになられた方は、「ID・パスワード方式の届出完了通知」が申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

※ ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。また、メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。

国税庁 法人番号7000012050002

この社会あなたの税がいきている

## STEP 3 金額などを入力

## STEP 4 送信

### 収入の入力



給与所得の源泉徴収票  
などを入力

### 控除の入力



医療費やふるさと納税の領  
収証などを入力

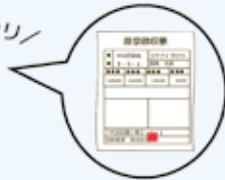


e-Taxで送信

### スマホのカメラで自動入力！（給与所得の源泉徴収票）



カメラを起動して  
源泉徴収票を撮影



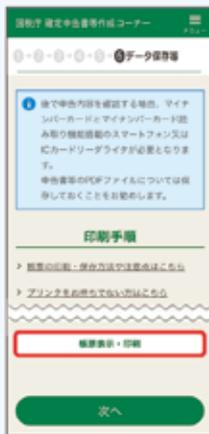
内容を確認



読取内容が自動入力

NEW!!

## 保存方法



「帳票表示・印刷」をタップ

### iPhoneの方



「共有」ボタンをタップ



「ファイル」に保存」を選択

### Androidの方



自動で端末内に申告書  
データが保存される

## 保存データの確認方法

### iPhoneの方



保存データは「ファイル」アプリから  
確認することができます

### Androidの方



「Google Chrome」の  
右上の「[:]」ボタンをタップ



「ダウンロード」メニューから  
保存データを確認できます

- ・ご利用には別途通信料がかかります。
- ・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。
- ・iPhone、Safariの名称及びロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社とのライセンスに基づき使用されています。
- ・Android、Google Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。

R3.9

# インボイス制度説明会の御案内

令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。適格請求書（インボイス）を発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請手続は、令和3年10月1日から受付が開始されています。

## 1 説明会の主な内容

インボイス制度の基本的な仕組み

## 2 説明会の日程

日 時	開 催 場 所	定 員	連 絡 先
令和4年2月18日（金） 10時00分～10時45分	渋谷区立商工会館 5階 第一会議室 渋谷区渋谷1-12-5	30名	<事前予約制> 渋谷税務署 法人課税第2部門 ☎03-3463-9181（代表） （内線5024）
令和4年3月25日（金） 10時00分～10時45分	渋谷区立商工会館 5階 第一会議室 渋谷区渋谷1-12-5	30名	

## 3 説明会の参加に当たって

- 会場の収容人数の都合上、**事前予約制**とさせていただきますので、参加を希望される方は、事前に上記連絡先まで申込みをお願いします。  
なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。  
また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお架けいただいた後、自動音声案内にしたがって「2」を選択してください。
- マスクの着用をお願いします。
- 御来場には、公共交通機関を御利用ください。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、  
国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「消費税の軽減税率制度・  
適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」を御覧ください。

下のコードからサイトへ



渋谷税務署

電子納税、電子申告を活用しよう

# 当会会員企業が 法人会全国青年の集いで 健康経営大賞優秀賞 を受賞

令和3年11月26日に開催された「第35回法人会全国青年の集い 佐賀大会」における『健康経営大賞(企業部門)』において、渋谷法人会青年部会からエントリーした、有限会社クワイエスがファイナリストとして選出され、優秀賞を受賞しました。



青年の集い佐賀大会

全法連青年部会連絡協議会の主催で、本年度初めて「健康経営大賞<プレ版>」が開催されると知り、弊社が行ってきた取り組みを「ソーシャル部門」にエントリーしました。



事例発表

今年はトライアルとしての募集だったにも関わらず、全国から総計190ものエントリーがあったなか、全国で5社のファイナリストに選んでいただき、「第35回法人会全国青年の集い 佐賀大会」にて事例発表を行う機会を頂きました。

タイトルは『365日 健康・ごきげん・美化運動』として、6年前から渋谷のファイヤー通り周辺エリアで行ってきた美化活動を軸に、日本初のバーチャル町会を結成したこと、美化活動用のバッグ「ビカバ」を開発し、渋谷のお掃除をしながら法人会のPRにも役立てていること、昨夏のオリンピック・パラリンピックの時期には『オリパラきれいな千駄ヶ谷プロジェクト』を立ち上げたこと、また持続的な取り組みが評価され「渋谷サステナブルアワード(渋谷区主催)」でも優秀賞を頂いたことなどを紹介しました。

この発表で何より伝えたかったことは「勇気を出して踏み出した、たった一人からの行動が、やがては大きな社会貢献、ひいては健康経営につながる可能性がある」ということです。

会場では550名以上の全国の青年部会部会長、またオンラインでは2,500人以上の青年部会の方に聴いて頂いたそうです。事例発表後には沢山の方に「一人からはじめられてすごいですね!」「とても良かった。感動しました」などお声がけいただき、伝えたいことは伝わったのかなとホッとしました。また九州や東北

の方からは「渋谷にも法人会があるんですね!」なんていうお声がけもいただきました(笑)

今回の健康経営大賞の受賞を機に、さらに輪を広げ、渋谷をもっともっとキレイでごきげんな街にしていきたいです。

現在はファイヤー通り、公園通りを中心に不定期でごみ拾いをしています。また千駄ヶ谷エリアや幡ヶ谷エリアで企画することもあります。回を重ねるごとに参加して下さる個人やグループ、また企業単位で協力して下さる法人も増えてきました。

一緒にごみ拾いをしてみたい方、渋谷をもっとごきげんな街にしたい!という思いのある方はぜひお気軽にご連絡ください!

青年部会 幹事 上田 奏 uedakanade@gmail.com

## 「健康経営大賞」ファイナリスト事例発表



### ごきげん美化活動

- 活動経緯：2016年～2019年、2020年
- 状況の変化：仲間の増加⇒より持続的・発展的に



たった1人で始めた活動が  
やがて大きな輪になり...



### バーチャル町会結成

SNSで集結 住人ゼロ

## 「健康経営大賞」ファイナリスト事例発表



### 2021年 オリパラきれいな千駄ヶ谷プロジェクト



全国のファイナリストの皆さんと

# 勤務成績や態度不良の従業員

現在従事している業務に関して勤務成績や態度に問題のある従業員がいる場合に、今後その従業員をどのように処遇すべきか、という点は各企業として頭を抱える問題です。

その従業員が正社員として雇用され、配転可能な他業務が存在する場合には、会社としては、一旦配転を命じたうえで様子を見るという方法を選択することもあります。しかし、配転を命ずるにあたって、その理由をあらかじめ検討しておく必要があり、対象従業員の能力や経験を活かすことができない業務に漫然と配転させることは後々トラブルとなる可能性があります。

勤務成績や態度不良の従業員を配転する際の注意点を考えてみたいと思います。

## 1. 配転命令の有効性

配転命令権は、通常、就業規則上の規定に基づいて使用者（会社）がこれを有しており、かつ、特段の事情のある場合でない限りは、当該配転命令は権利の濫用になるものではないと解されています。使用者（会社）の配転命令権には、企業の合理的運営に寄与するものであるかどうかという観点から、「解雇」などとは異なり比較的広い裁量が認められているため、会社によっては、十分な理由を検討することなく配転を命じてしまうこともあります。

ここでいう「特段の事情」とは、判例上、以下3点のいずれかに該当した場合。

（最判昭和61年7月14日参照）

- ①業務上の必要性がない場合
- ②業務上の必要性がある場合であっても、当該配転命令が他の不当な動機や目的をもってなされたものであるとき
- ③労働者に対し通常甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせるものであるとき

## 2. 業務上の必要性の検討

勤務成績や態度不良の従業員の配転を検討するうえで特に重要となるのは、業務上の必要性の点です。

この点については、以下の2点がポイントになります。

# 員を配転する際の注意点

社会保険労務士 安藤 貴裕

## ①現在の業務を遂行する上での適性を欠いているといえるか

まず、勤務成績や態度不良を理由に配転を検討にあたっては、当該従業員が現在の業務を遂行するうえでの適性が欠いているかどうかという点が問題となります。

例えば、経理部において納期のある仕事でミスが多く散見され、対外的な接点のある業務を担当させることが困難である場合などは、この点が肯定されますが、他方で、営業職として結果的に十分な営業成績を残すことができなかつたとしても、それが新規開拓営業など本人に割り当てられた業務の性質によるなど、必ずしも本人の適性や能力によるものとは認められない場合などは、この点が否定されることもあります。

## ②配転後の業務を遂行させることの合理性

次に、配転後に従事させることを予定している業務にその者をあてることの合理性も問題となります。

例えば、納期のある仕事でミスが多い者を納期のない業務に配転する場合や、当人の独善的な傾向が原因で複数の事務職との間であつれきが生じていた者を事務職との接触が少なくなる業務に配転する場合などは、この点が肯定されますが、他方で、従前から1名で担当していた業務に2名で担当しなければならない程の業務量がない場合や、大卒の総合職として経験を積んできた者がその業務にあてられることについて過去の実績が関係ない場合などは、この点が否定されることもあります。

## 3. 事実上の留意点

勤務成績や態度不良の従業員について配転を行うにしても、「解雇するわけではないし」などという安易な考えで行うことがないように注意する必要があります。なぜ、その者の担当業務を変更する必要があるのか、そして、なぜその者を配転後予定されている業務にあてる必要があるのか、という2点について客観的な説明が可能であるかを事前に十分に検討しておく必要があります。

最後に、このような事例では、配転と同時に賃金の減額が行われることもありますが、賃金減額は、配転命令とは別個の問題であり、この点については、別途、その根拠規定と根拠事実の客観的な説明が求められることとなりますので、配転命令の有効性の問題と混同しないように注意して下さい。

# 法人会 事業 アラカルト

## 「税を考える週間」協賛講演会を開催

### —第43回税務学校—

国税庁は毎年11月11日～17日を、税の仕組みや目的を「知ってもらい」そして「考えてもらい」税に対する理解を深めてもらう為、「税を考える週間」を設けており、その協賛行事の一環として渋谷エクセルホテルにおいて講演会を開催しているが、今年は、新型コロナウイルス感染予防の観点から税務についてのみの講演として、感染防止に留意し、11月24日(木)渋谷法人会館において開催した。

当日は、まず長島会長挨拶、次に渋谷税務署署長の室谷幸一氏にご挨拶いただき、そのまま『脱税犯の摘発に向けた取組について』と題してご講演いただいた。出席者20名。



長島会長挨拶



司会：渡辺総務委員長



講師：室谷渋谷税務署長



税務学校

## ブロックだより

### 第10ブロックで税務講習会を開催！

今年度はブロックごとの開催を回避するブロックが多く、3つのブロックのみの開催となった。その3つのブロックの一つ、第10ブロック税務講習会を11月25日(木)午前10時30分から千駄ヶ谷社会教育館で開催した。

会場から感染防止のため会場定員の半分以下でとの条件があったため、1社1名限りの定員30名でご案内したが、申込者が多く、丁度コロナの感染者が減少していた時期だ



講師：長岡上席調査官



税務講習会

ったので、会場に確認したところ、会場定員の80%までOKとなったので、40名まで受け付けることにし、39名の申込みがあり、出席は37名だった。

内容は、令和3年度税制改正及び、消費税インボイス制度について。インボイス制度については、税務署でも開催しているが、当会においても状況を見て開催する予定。



高群第一統括官挨拶

## 部会だより

### 小学生“税の絵はがきコンクール” 受賞者作品を展示

女性部会主催により例年実施している、渋谷区内小学生“第10回税の絵はがきコンクール”で渋谷税務署長賞等の受賞作を、渋谷納税貯蓄連合会の“書写”“作文”、間税会主催の“税標語コンクール”の受賞作と一緒に11月11日から11月17日までの7日間、桜丘町の大和田ホール『ギャラリー大和田』に展示した。

また、受賞者には賞状と賞品、及び参加賞を各小学校に後日届けた。



展示作品



ギャラリー大和田(看板)

### 『租税教室』を開催(代々木山谷小学校)

全国法人会総連合の青年部会は、将来を担う小学生を対象に税金とは何か？税金はなぜ必要なのか？ということを知ってもらうために租税教室を全国で開催している。

今回、渋谷法人会青年部会でも、12月7日(火)代々木山谷小学校で6年生を対象に2クラスに分けて開催した。出席者は2クラス合計で53名。

当日は、楽しく学べるように“絵”を利用して、税金の種類と概略、税金は何に使われていて、もし税金がなかったら…といったことから、日本と外国の消費税についても説明した。講師：上田幹事、松崎副会長。



色々な税金



1億円？

会員増強にご協力を

## 令和3年11月入会の新入会員をご紹介します (順不同/敬称略)

ブロック	法人名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業種
8	(株)SPACE PRODUCE	小林 佐理	多摩市落合1-26-1	045-316-9750	内装業
9	(株)安富医療	吉田 麗香	代々木2-18-4		国際貿易
11	(株)TokiA	佐藤 宏	神宮前6-19-14	6822-7598	イベント
区外	ななまる歯科クリニック	森 健人	唐津市七山滝川1254		歯科医院

## 令和3年12月入会の新入会員をご紹介します (順不同/敬称略)

ブロック	法人名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業種
6	合同会社クランス	岡田 正弘	上原1-32-16	3460-4158	美容業
11	コンバースジャパン(株)	小西 啓司	神宮前1-14-4	5786-3620	コンバースシューズの企画・製造・販売
11	(株)トリコロール	菅谷 太志	神宮前6-1-5-5F	6452-6360	化粧品企画販売
区外	ACRIUS合同会社	梶村 周平	港区虎ノ門4-1-1		情報通信

### 季節に拾う新歳時記

記：小牧 規子 (ジャーナリスト)

2・3月

#### 『風呂敷』

1枚の布でどんな形の物も包め、何度でも使える風呂敷。季節や状況に応じて色や柄を選んだり、包み方を工夫して楽しんだりできる。

現存する最古のものは奈良時代のもの。室町3代将軍、足利義満は蒸し風呂式の大浴場を設け、大名たちを入浴させた。その際、浴室の床に敷いたり、脱いだ衣類を包んだりするのに使われたことから風呂敷という言葉が生まれたらしい。江戸時代になると、庶民に広がり、衣類や夜具を包み、商人が商品を運ぶ道具として生活の中に浸透した。

弁護士や検察官が分厚い裁判資料を風呂敷に包んで運ぶなど、一部では根強い愛好者のあった風呂敷だが、1960年代に紙袋が普及すると次第に廃れていった。2月23日は風呂敷の日、エコバッグとして活用したり、インテリアに生かしたり。日本が生んだ風呂敷が再び脚光を浴びている。

#### 『フキノトウ』

キク科の多年草。山野に自生するが、食用のために栽培されることも多い。早春、雪解けとともに地中から卵型で緑色の花茎を出し、薄緑色のうろこのような葉に幾重にも包まれている。

「早春の使者」とも呼ばれ、そのほろ苦い風味と香りが春の訪れを告げている。古くから食べられていて、平安時代の書物にも記述がある。冬眠から目覚めた熊が最初に食べるものだとも言われている。てんぷらにしたり、フキ味噌にしたりして食す。

花が開かないつぼみの状態で食べる。花茎が伸びて硬くなると、おいしくなくなることから、人や物が盛りの時期を過ぎることを「董がたつ」というようになった。



メールアドレスを登録しよう



**2月は固定資産税・都市計画税第4期分の納期です (23区内)**  
 6月にお送りした納付書により、2月28日(月)までにお納めください。

＜ご利用になれる納税方法＞

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納税方法の注意事項をご確認ください。

<p>スマホアプリ</p>	<p>クレジットカード</p> <p>インターネットの専用サイトから納税が出来ます。</p>	<p>インターネットバンキング モバイルバンキング ATM</p> <p>ペイジーにて納税ができます。</p>
<p>口座振替</p> <p>都税Web口座振替申込受付サービスにて、2月10日までにお申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第4期分からの口座振替が可能です。</p>	<p>コンビニ</p>	<p>窓口</p> <p>金融機関、郵便局、都税事務所・都税支所・支庁</p>

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合には、申請により1年間納税を猶予する徴収猶予の制度があります。詳しくは主税局ホームページをご覧ください。

【お問合せ先】

- ＜課税について＞ 所管都税事務所の固定資産税班又は支庁
- ＜納税について＞ 所管都税事務所の徴収管理班又は都税支所・支庁

主税局HP  
都税の支払い方法



**耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税・都市計画税を減免します (23区内)**

＜耐震化のための建替え＞

**減免対象**  
 昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和4年3月31日までに、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

**減免の期間と額**  
 新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）

**申請期限**  
 新築した年の翌々年の2月末  
 (1月1日新築の場合は翌年の2月末)

＜耐震化のための改修＞

**減免対象**  
 昭和57年1月1日以前からある家屋で、令和4年3月31日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの

**減免の期間と額**  
 改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

**申請期限**  
 改修工事が完了した日から3か月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

～転居等により、23区内の固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の納税通知書送付先を変更される方へ～  
**固定資産税・都市計画税 納税通知書(土地・家屋)の送付先変更手続はお済みですか？**

住民票の変更手続をされても、不動産登記簿上の所有者の住所を変更する登記手続をされない場合、23区内の固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の納税通知書の送付先は変更されません。  
 登記手続がお済みでない場合は、以下の送付先変更手続をお願いいたします。

振替納税を利用しよう

### 【郵送の場合】

「固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届」を土地・家屋の所在する区にある都税事務所にご提出ください。

### 【インターネットの場合】

「東京共同電子申請・届出サービスホームページ」からお手続ください。

- 上記手続は、23区内の固定資産税及び都市計画税(土地・家屋)の納税通知書送付先住所を変更するためのものです。納税通知書の送付先住所以外を変更することはできませんので、ご注意ください。  
 〈変更できないもの(例)〉納税通知書の名義人の氏名、不動産登記簿上の所有者の住所・氏名
- 海外へお引越しされる方は、納税管理人を定めてご申告いただく必要があります。  
 詳しくは、土地・家屋の所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。  
 不動産登記簿の登記手続につきましては、  
 東京法務局登記電話案内室(03-5318-0261)にお問い合わせください。



主税局HP



東京共同電子申請・届出サービス

～個人で事業を営む方へ～

## 個人事業税の申告期限は3月15日(火)です

申告が必要な方	前年に事業主控除額を超える事業所得等のある個人事業主 ※所得税の確定申告書や住民税の申告書を提出した方は、改めて事業税の申告書を提出する必要はありません。 ※事業を廃止した場合は、廃止の日から1か月以内(死亡による廃止の場合は4か月以内)に個人の事業税の申告をする必要があります。
申告期限	令和4年3月15日(火)
申告先及び問合せ先	所管の都税事務所・都税支所・支庁  主税局HP

### しぶや法人No.573 ナンバープレイズパズル◎解答

解答 **8 2 6 7 1**

3	1	6	8	2	7	5	4	9
9	8	5	1	4	3	7	2	6
7	4	2	6	5	9	1	3	8
1	7	4	3	9	6	8	5	2
6	2	9	7	8	5	4	1	3
8	5	3	4	1	2	6	9	7
5	9	8	2	7	1	3	6	4
4	6	1	9	3	8	2	7	5
2	3	7	5	6	4	9	8	1

#### ◎当選者

しぶや法人No.573の“ナンバープレイズパズル”にご応募いただきありがとうございました。

- 神宮前 金様
- 円山町 石井様
- 東 小幡様
- 富ヶ谷 下岡様
- 恵比寿南 原田様

## 正解者の中から 抽選で5名の方に クオカード1000円分 をプレゼント!

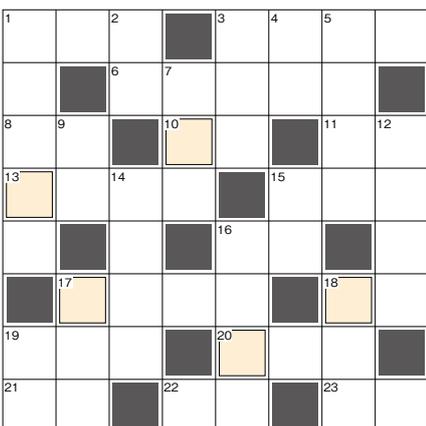
### 応募方法

郵便はがき: 〒150-0045 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会事務局、  
 e-mail: info.shibuya@tohoren.or.jp、FAX: 3461-0180まで、①クイズの答え ②郵便番号 ③送付先 ④氏名 ⑤法人名 ⑥連絡先電話番号を明記の上、お送り下さい。なお締め切りは、**令和4年2月25日(金)**(消印有効)とさせていただきます。また応募は**お1人様1通限り**とさせていただきます。ご応募お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

\*ナンバープレイズとクロスワードを交互に掲載いたします。

## クロスワードパズル

パズル制作・笠見孝子



### 「2」に関するクロスワードです

#### タテのカギ

- チルチルとミチル、二人のさがしもの
- 太鼓をドンドン、2本の棒
- 両翼は白鳥みたいね、ミカエルさん
- 好物を前に、ゴクリと飲み込む
- 泥棒を捕まえてからロープ作りとは…
- アダムとイブ、二人きりの楽園
- 2で割ったら3
- アイスダンスでクルルンと2回
- お皿が二つ。重い方が下がります
- 1本じゃあ飯が食えん!
- 二つで一足、バタバタ室内履き
- 凜凜と湧いてきた。二の足など踏むものか
- 恐い顔で、二枚舌を引っこ抜き
- 一番、二番と、鯉節や昆布で取ります

#### ヨコのカギ

- 体操競技で、台の上を取っ手が二つ
- 2本のレールが続くよ。撮り鉄さんの

### 「鉄」

- ピアノかと思ったら、鍵盤が2段のものもあるね
- ツートンで塗ってね
- 師匠のお供、影を踏まないように
- 〇〇良しこよしね、おしどり夫婦
- こちらの2失点、相手にとっては2〇〇〇
- 2番目に大きい島がマウイ島です
- 「にぎり」はなぜか、2個セット
- 二人の小指と小指をからませて
- Yに横棒2本で、何マーク?
- ワンツー入った!チャンピオン立てるか
- 一対。〇〇〇ルーム。〇〇〇テール
- 2拍子はタクトをどう振るのかなあ
- pa×2. 時代劇では「ちゃん」
- この凶形二つで雪だるま

解答欄

従業員の退職金準備は

# 東法連 特定退職金共済制度

## 東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手順で加入できます

### 公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。  
○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。  
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965



**TKK** 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階  
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642  
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>